

移住支援金の交付申請に関する誓約書兼同意書

移住支援金の交付申請に当たり、次のとおり宣誓し、及び同意します。

○宣誓事項

- 1 長崎県移住支援事業に関する報告及び立入調査について、長崎県及び佐々町から求められた場合には、それに応じます。
- 2 以下の場合には、佐々町地域産業雇用創出チャレンジ支援事業移住支援金交付要綱に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。
  - (1) 移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
  - (2) 移住支援金の申請日から3年未満に佐々町以外の市区町村に転出した場合：全額
  - (3) 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額
  - (4) 長崎県移住支援事業、マッチング支援事業及び創業支援事業実施要領に基づく創業支援事業の交付決定が取り消された場合：全額
  - (5) 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に佐々町以外の市区町村に転出した場合：半額
- 3 2（2）及び（5）について、佐々町から県内の他の事業実施市町へ転出した場合は、返還すべき額の4分の1について返還します。

ただし、県内の事業を実施していない市町又は県外の市町に転出した場合は、全額又は半額を返還します。

○同意事項

- 1 宣誓事項2の制約事項が遵守されているか確認するため、佐々町が住民基本台帳に記録されている事項を閲覧することに同意します。
- 2 長崎県及び佐々町が、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住就業支援金に係る事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、市区町村に提供し、又は確認することに同意します。

年 月 日

佐々町長 様

申請者 住所 佐々町 免

氏名